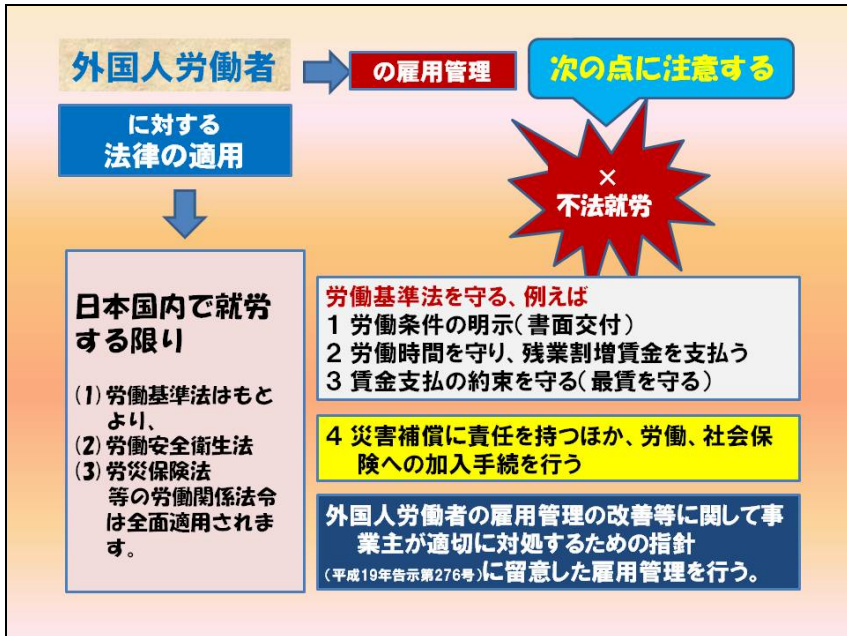


12-20 労働関係法令の適用関係



上記図表は、外国人労働者に対する基本的な法令適用関係を説明したものである。外国人労働者も、日本国内で就労する限り、労働関係法令は全面適用されるが、不法就労外国人の雇用・社会保険については、一部取扱いが異なる。

不法就労外国人の労災、雇用、社会保険への加入要件等

不法就労の外国人については、労災保険、雇用保険の取扱いに違いがあるので、注意が必要である。

労災保険は不法就労者を含めて無条件に適用される（労災保険法3条）。

これに対して、雇用保険では、不法就労者が適用対象になることはできない。

留学生等のアルバイト就労に関しても、日本の昼間学生と同様に、雇用保険の被保険者になることはできない。観光に付随して就労するワーキングホリデー制度においても同様、被保険者とならない。

なお、不法就労の外国人は、社会保険（厚生年金保険及び健康保険）の被保険者にならない。適法に就労する外国人の場合は、日本人と同様に取り扱われる（4分の3基準等の加入資格を満たす限りにおいて加入が可能）。

厚生年金保険の加入要件を満たさない留学生は、満20歳以上であれば国民年金に加入する。健康保険の加入要件を満たさない留学生は、住民基本台帳に登録した市町村で、国民健康保険に加入することになる。